

吸收分割に関する事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく備置書類)

2025 年 5 月 16 日

三菱ケミカルグループ株式会社

2025年5月16日

三菱ケミカルグループ株式会社
代表執行役 筑本 学

吸收分割に関する事前開示事項

当社は、株式会社BCJ-94（以下「甲」といいます。）との間で、2025年3月28日に吸收分割契約を締結し、同年7月1日付で当社を吸收分割会社とし、甲を吸收分割承継会社として、当社の連結子会社である田辺三菱製薬株式会社（以下「MTPC」といいます。）の全株式及び関連資産を甲に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行うこといたしました。

よって、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき、下記のとおり吸收分割の内容その他法務省令で定める事項を開示いたします。

記

1. 吸收分割契約の内容

別紙「吸收分割契約書」のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

甲は、本吸收分割に際し、本吸收分割により承継する権利義務の対価を上記1の吸收分割契約書第4条の定めに従い現金により当社に支払います。

当社は、本吸收分割の決定に当たって公平性・妥当性を確保するため、当社の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）にMTPCの価値に係る財務分析を依頼し、2025年3月24日付の株式価値算定書（以下「GS算定書」といいます。）を取得しております。

ゴールドマン・サックスは、当社、MTPC及び甲の株式を間接的に保有するBain Capital Private Equity, LP（そのグループを含む。）の関連当事者には該当せず、本吸收分割に関して重要な利害関係を有しておりません。

ゴールドマン・サックスは、上記のGS算定書において、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いた分析を行っております。なお、DCF法については、当社の経営陣による現時点での得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成された財務予測（以下「本財務予測」といいます。）に基づいております。DCF法において算定されたMTPCの価値の範囲は以下のとおりです。

	算定結果
DCF法	4,518億円～5,451億円

DCF法では、ゴールドマン・サックスは、本財務予測に織り込まれた一定の前提に基づくMTPCの将来のフリー・キャッシュ・フローを現在価値に割り引

いて MTPC の価値を分析しております。ゴールドマン・サックスが DCF 法に用いた本財務予測は、2025 年 3 月期から 2033 年 3 月期を対象とする 9 事業年度で構成されております。ゴールドマン・サックスが DCF 法に用いた 2025 年 3 月期から 2033 年 3 月期を対象とする本財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2025 年 3 月期は、希望退職制度を実施したことに伴い退職金の支払い約 150 億円の発生を見込んでおります。さらに、2030 年 3 月期及び 2031 年 3 月期は、MTPC の主要製品の一領域における事業環境の変化に伴い、MTPC の製品ポートフォリオに変更が加わることを想定しており、コア営業利益ベースで前事業年度に比べて約 4 割程度の減益が見込まれております。また、2032 年 3 月期は、現在開発中のパーキンソン病治療薬の販売拡大により、コア営業利益ベースで前事業年度対比約 4 割程度の増益を見込んでおります。なお、本財務予測は、MTPC 単独のものであり、また、本吸収分割とそれに関連する取引により実現することが期待できるシナジー効果を現時点において具体的に見積もることが困難であることから、当該シナジーを織り込んでおりません。

3. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

甲は、2025 年 1 月 17 日に成立した会社であり、また、事業年度が 1 月 1 日から 12 月 31 日であるため、最終事業年度はありません。甲の成立の日における貸借対照表の内容は、以下のとおりです。

(単位：円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	10,000	資本金	5,000
		資本準備金	5,000
合計	10,000	合計	10,000

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

① 期末配当

当社は、2023 年度に係る期末配当として、2024 年 6 月 4 日を効力発生日として、1 株あたり 16 円、配当総額 22,793 百万円の剰余金の配当を行いました。

② 中間配当

当社は、2024 年度に係る中間配当として、2024 年 12 月 3 日を効力発生日として、1 株あたり 16 円、配当総額 22,797 百万円の剰余金の配当を行いました。

③ 自己株式の取得及び消却

当社は、2025 年 5 月 13 日の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項及び当社定款第 40 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、同日開催の執行役会議において、会社法第

178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

i. 自己株式の取得及び消却を行う理由

本吸收分割により得られる資金を活用し、株主還元の強化及び資本効率の向上を図るため、自己株式取得に係る事項を決議しました。また、中長期的な株主価値の向上を図るため、取得した自己株式はその全株の消却を実施します。

ii. 自己株式の取得に係る事項の内容

イ. 取得対象株式の種類及び取得し得る株式の総数：

当社普通株式 100,000 千株（上限）

ロ. 株式の取得価額の総額：50,000 百万円（上限）

ハ. 取得期間：2025年5月14日～2026年5月13日

iii. 自己株式の消却に係る事項の内容

イ. 消却する自己株式の種類及び総数：

当社普通株式 上記「ii. 自己株式の取得」により取得した自己株式の全数

ロ. 消却予定日：2026年6月30日

4. 債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2024年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本吸收分割の効力発生日以降における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸收分割の効力発生日以降において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本吸收分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

(2) 吸收分割承継会社における債務の履行の見込みについて

甲の2025年1月17日（設立日）現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、本吸收分割の効力発生日以降における甲の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本吸收分割の効力発生日以降において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上の点、並びに甲の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、甲の負担する債務については、本吸收分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しております。

5. 本備置開始日後吸收分割が効力を生ずる日までの間に上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項

変更が生じたときは、変更後の当該事項を開示いたします。

以上

別紙



吸收分割契約書

三菱ケミカルグループ株式会社（以下「甲」という。）と株式会社BCJ-94（以下「乙」という。）とは、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙が承継する吸收分割（以下「本吸收分割」という。）に関し、2025年3月28日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸收分割をする会社の商号及び住所）

本吸收分割に係る吸收分割会社たる甲及び吸收分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸收分割会社

商号：三菱ケミカルグループ株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

(2) 吸收分割承継会社

商号：株式会社BCJ-94

住所：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル5階

第2条（吸收分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸收分割の方法により、甲が効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）において有する次条所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第3条（承継する権利義務）

乙が甲から本吸收分割により承継する権利義務は、別紙1「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

第4条（本吸收分割に際して交付する金銭等）

- 乙は、本吸收分割に際して、前条に基づき承継する権利義務の対価として、効力発生日付で、金515,261,130,100円を現金にて甲に対して支払う。
- 甲及び乙は、前項の対価につき、別紙2「本吸收分割の対価の調整」記載の算式により算定した差額（以下「本差額」という。）が正の値となる場合には本差額の絶対値を増額し、本差額が負の値となる場合には本差額の絶対値を減額するものとし、別途両者が合意した方法により精算するものとする。

第5条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会の決議によって、本契約の承認

を得るものとする。

第6条（本吸收分割が効力を生ずる日）

本吸收分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年7月1日とする。ただし、本吸收分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、この期日を変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、別途甲及び乙が合意した事項を除いて、本吸收分割に関して競業避止義務を負わない。

第8条（本吸收分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、本吸收分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき、その他本吸收分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本吸收分割の条件その他本契約に規定する内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸收分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議し合意の上、これを決定する。

（以下余白）

以上の合意を証するため、甲及び乙は以下のとおり署名又は記名押印する。

2025年3月28日

甲： 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

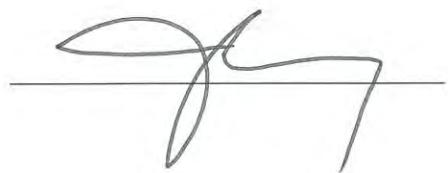
三菱ケミカルグループ株式会社

代表執行役社長 筑本 学



乙： 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル5階
株式会社 BCJ-94

Authorized Signatory John Connaughton

A handwritten signature in black ink, appearing to read "John Connaughton". It is written in a cursive style with a horizontal line underneath it.

別紙1
「承継権利義務明細表」

1. 甲が保有する田辺三菱製薬株式会社（以下「丙」という。）の株式の全て
2. 筋萎縮性側索硬化症（ALS）治療薬「Radicava」に関する米国において登録済み又は出願中の特許権及び登録済みの商標権
 - (i) 上記特許権には、その優先権や利益を主張する分割・継続・一部継続出願、当該特許又は出願の代替及び当該特許に関連する米国における特許（再発行、再審査、又はその他の付与後手続による当該特許の変更及び延長を含むが、これらに限定されない。）、並びに、工業所有権の保護に関する国際条約に基づく全ての権利（過去、現在、及び将来の侵害に対する訴訟提起及び損害賠償請求権を含む。）を含むものとする。
 - (ii) 上記商標権には、関連する全てのグッドウィル、並びに関連する全ての登録及び登録申請（過去、現在、及び将来の侵害に対する訴訟提起・損害賠償請求権、及び上記に基づく優先権を主張する全ての権利を含む。）を含むものとする。
3. INN Edaravone (no. 215446) に関する米国の新薬承認申請 (U.S. new drug application)
4. 丙の本社が所在する大阪市中央区道修町三丁目 2 番 10 号所在の土地及び建物に係る信託受益権

以 上

別紙2
本吸收分割の対価の調整

本差額 =

- +) 効力発生日が属する月の前月末日の午後 11 時 59 分（以下「調整基準時」という。）時点における丙の純運転資本 - 132,963,000,000 円
-) 調整基準時時点における丙の純有利子負債 - (-5,261,130,100 円)（純有利子負債がネットキャッシュのポジションとなった場合、同ネットキャッシュのポジションは純有利子負債のマイナス金額として取り扱う）
-) Radicava EBITDA 調整額（注 1）
-) 取引関連費用（注 2）

（注 1）Radicava EBITDA 調整額は以下のとおりとする。

1. 効力発生日が 2025 年 7 月 1 日以前となる場合は金 0 円。
2. 効力発生日が 2025 年 7 月 2 日以降となる場合は、以下の算式により定まる。

(2025 年 6 月 30 日午後 11 時 59 分から調整基準時までの期間における、INN Edaravone に関する丙及びその子会社の純売上高) × 55.2%

（注 2）取引関連費用とは、本吸收分割若しくはそれに関連する取引又は本吸收分割若しくはそれに関連する取引の効力発生に関連して丙及びその子会社に支払義務が生じる、又は支払義務が前倒しで発生する可能性のある全ての退職金、リテンション、チェンジオブコントロールボーナス、又は類似の支払に関する金額（それらに関する給与税の雇用者負担分と合わせた金額）のうち、本吸收分割の効力発生前に甲又は丙及びその子会社から支払われなかつた金額（ただし、調整基準時時点における丙の純運転資本又は丙の純有利子負債に含まれる金額は算入せず、当該費用に関する税効果を考慮した上での金額とする。）を意味する。